

徳島県告示第百五十一号の三

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条第一項の規定に基づき、次の三に掲げる家畜の所有者又は管理者に対し、次のとおり豚熱予防液の注射を受けるべきことを命ずる。

令和八年三月十九日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 実施の目的

豚熱の発生を予防するため

二 実施する区域

県下一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

所轄の徳島県家畜保健衛生所の長が指定する豚及びいのしし

四 実施の期日

令和八年四月一日から令和九年三月三十一日までの間において所轄の徳島県家畜保健衛生所の長が指定する日

五 注射の方法等

豚熱予防液を皮下又は筋肉内に注射する。